

# 株式会社SBCブックス テレワーク勤務規則

(制定日：2025年4月1日)

## 第1条（目的）

本規則は、株式会社SBCブックス（以下「会社」という）におけるテレワーク勤務に関する事項を定め、柔軟な働き方を実現するとともに、業務の円滑な遂行および労務管理の適正化を図ることを目的とする。

## 第2条（テレワークの定義）

本規則において「テレワーク」とは、社員が会社の定める通常の勤務場所以外の場所において、情報通信技術を活用して業務を行う勤務形態をいう。

## 第3条（適用範囲）

テレワーク勤務は、会社が認めた社員を対象とし、事前の申請および承認を必要とする。

## 第4条（勤務場所）

1. テレワークの勤務場所は、社員の自宅を原則とする。
2. 自宅以外の場所で勤務する場合は、事前に会社の承認を得なければならない。

## 第5条（勤務時間）

1. テレワーク勤務における勤務時間、始業および終業時刻、休憩時間は、就業規則に定めるところによる。
2. 社員は、会社が定める方法により、勤務状況を報告しなければならない。

## 第6条（業務の遂行）

1. 社員は、テレワーク勤務中であっても、通常勤務と同様に誠実に業務を遂行しなければならない。
2. 業務の進捗状況および成果について、会社が求めた場合は報告を行うものとする。

## 第7条（情報セキュリティ）

1. 社員は、会社の情報資産を適切に管理し、情報漏えいの防止に努めなければならない。
2. 会社が定める情報セキュリティに関する規程および指示を遵守するものとする。

---

## 第8条（費用負担）

1. テレワーク勤務に要する通信費、光熱費その他の費用は、原則として社員の負担とする。
2. 業務上必要と認められる費用については、会社が別途定める基準により支給することがある。

---

## 第9条（安全衛生）

1. 社員は、テレワーク勤務を行うにあたり、自らの健康管理および安全の確保に努めなければならない。
2. 会社は、必要に応じて、社員の労働環境について助言または指導を行うことがある。

---

## 第10条（禁止事項）

社員は、テレワーク勤務において、次の行為をしてはならない。 1. 業務に支障をきたす私的行為 2. 会社の情報を第三者に開示または漏えいする行為 3. 会社の許可なく第三者を業務に関与させる行為

---

## 第11条（懲戒）

本規則に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分の対象となることがある。

---

## 第12条（規則の改定）

本規則は、法令の改正または会社の事情により、必要に応じて改定することがある。

---

## 第13条（施行）

本規則は、2025年4月1日より施行する。